

学 校 給 食 【 変 更 届 】

多治見市長 様

（学校長扱い）

この度、私が申し込んでいる学校給食について、下記のとおり変更を届け出ます。

変更の理由： 市内での転校その他

年 月 日提出

保 護 者	住所	〒 ー 多治見市 町 丁目 番地
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	ー ー

※住所・氏名は自署して下さい。

<変更前>

児 童 生 徒	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	学 年	年 組
	旧学校名	学 校		
	旧住所	〒 ー 多治見市 町 丁目 番地		

<変更後>

児 童 生 徒	新学校名	学 校	学 年	年 組
	新住所	〒 ー 多治見市 町 丁目 番地		

※保護者の皆様へ

- ・市内での転校などにより、学校給食の提供に変更が生じる場合に提出してください。
- ・この届出書は、児童生徒お一人ずつ、別々の申込書に記入し、現在通学する学校（変更前欄に記入した学校）に提出してください。
- ・届出日により、給食の返還金額に変更が生じる場合がありますので、停止を希望する日の属する週の前週水曜までにご提出ください。
- ・学校への提出が午前 10 時までは当日の届出扱い、それ以降は原則として翌日分の届出扱いとなります。

多治見市立小中学校及び幼稚園における学校給食の提供に関する約款

(趣旨)

第1条 多治見市立の小学校及び中学校並びに幼稚園（以下「市立学校等」という。）における学校給食の提供に関する取扱いについては、この約款に定めるところによる。

(対象者)

第2条 学校給食の提供を受ける者は、市立学校等に在籍する児童及び生徒並びに園児（以下「児童等」という。）とする。

(学校給食の申し込み)

第3条 児童等の保護者（以下「保護者」という。）は、多治見市長（以下「市長」という。）に対し、その監護に係る児童等それぞれについて学校給食の提供を申し込むものとする。

2 前項に規定する学校給食の申し込みは、児童等が在籍する市立学校等の長（以下「学校長等」という。）の指定した期日までに、学校給食申込書（別記様式第1号）を当該学校長等を経由して市長に提出するものとする。

(申し込みの継続)

第4条 学校給食の申し込みは、保護者から特に申し出がない限り、児童等が学校給食申込書を提出した市立学校等を卒業するまで継続するものとする。

(児童等の転校)

第5条 児童等がその在籍する市立学校等から私立又は市外の小学校、中学校又は幼稚園へ転校する場合には、学校給食の申し込みは、保護者から特に申し出のない限り、転校する日の前日をもって終了するものとする。

2 児童等がその在籍する市立学校等から他の市立学校等に転校する場合には、保護者は、学校給食変更届（別記様式第2号）を転校前に在籍する学校長等を経由して市長に提出するものとする。この場合において、市立学校等の間において学校給食申込書を引き継ぐものとする。

(学校給食の停止)

第6条 児童等の長期欠席等の理由により連続して1週間以上学校給食の提供が不要となる場合は、保護者は、学校給食の停止を希望する日の属する週の前週水曜日までに学校給食停止・再開届（別記様式第3号）を学校長等を経由して市長に提出するものとする。

(学校給食の再開)

第7条 前条の規定により学校給食を停止した場合において、学校給食の提供を再開するときは、保護者は、学校給食停止・再開届を学校長等を経由して市長に提出するものとする。

(学校給食費の負担)

第8条 保護者は、学校給食の提供を受けるに当たり、学校給食に要する経費のうち食材費（以下「学校給食費」という。）を負担するものとする。ただし、中学生の保護者を除く。

(学校給食費の納入)

第9条 児童及び園児の保護者は、給食会計管理者（市長の職にある者をいう。以下同じ）に対して学校給食費を納入するものとする。

2 給食会計管理者に対する学校給食費の納入は、給食会計管理者が定めた期限までに口座振替により行うものとする。

(口座振替の手続)

第10条 児童及び園児の保護者は、学校給食費の納入に係る口座振替を開始、内容変更、又は廃止するときは、学校等の指定する書式に必要事項を記載し、所要の届出印を押印したうえで金融機関に提出するものとする。

2 児童及び園児の保護者は、前項に規定する手続を行ったときは、金融機関から受領した依頼書の学校等控えを学校長等を経由して給食会計管理者に提出するものとする。

(振替不能の取扱い)

第11条 第9条の規定による口座振替が振替不能となった場合、給食会計管理者は、当該振替不能に係る保護者に対し学校給食費催告状を発送するものとする。

2 学校給食費催告状の発送を受けた保護者は、学校給食費催告状において指定された金融機関又は学校等窓口で学校給食費を納入するものとする。

(法的措置)

第12条 保護者が学校給食費を滞納した場合で給食会計管理者が必要と認めるものについては、支払督促申立等の法的措置を取ることができるものとする。

(その他)

第13条 児童等が食物アレルギー等の特段の事由により、学校給食の提供を受けることが適切でない場合においては、衛生管理に留意のうえ、学校長等と保護者がその対応について協議して定めるものとする。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この約款は、令和8年4月1日から施行する。